

# 日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議 規約

## ＜第1章 総 則＞

第1条 本会は、「日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議」（以下、本連絡会議と呼ぶ）と称し、事務局を公益財団法人日本レクリエーション協会（以下日本協会と呼ぶ）内におく。

第2条 本連絡会議は、日本協会との協力により、日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校（以下、課程認定校と呼ぶ）制度の教育内容の充実をはかるとともに、課程認定校相互の連携と、都道府県レクリエーション協会（以下、都道府県協会と呼ぶ）との連携を強め、指導者養成の円滑な実施と課程認定校の社会的地位向上をはかることを目的とする。

## ＜第2章 活 動＞

第3条 本連絡会議は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

### （1）全国レベルの活動

- ①全国研究集会の運営と参加
- ②全国レクリエーション大会への参加および運営協力
- ③日本協会の協力による調査研究および情報提供
- ④その他

### （2）地域ブロックおよび都道府県の活動

- ①ブロックおよび都道府県の課程認定校相互の情報交換および研究会・連絡会の開催
- ②ブロック内の都道府県協会との研究会・連絡会の開催
- ③ブロック内の都道府県協会の活動への協力
- ④都道府県協会が開催する課程認定校教職員会議への参加および協力
- ⑤課程認定校希望校への支援
- ⑥その他

### （3）専門領域の活動

- ①専門領域別課程認定校の情報交換
- ②日本協会、課程認定校、都道府県協会の協力による専門領域別の研究会の開催
- ③その他

## ＜第3章 会員校および代議員・会員＞

第4条 本連絡会議は、日本協会が課程認定校として承認し、認可された学校を会員校とする。

第5条 会員校の養成課程主任教員1名を代議員とする。

第6条 会員校の養成課程主任教員を除く授業（科目）および事務担当教職員を一般会員とする。

第7条 代議員は、本連絡会議総会に出席し、企画運営についての審議に参加し、議決権を行使する責務を負い、本連絡会議の企画運営に関与する。なお、代議員に支障があるときは、代議員が所属する会員校の一般会員を代理人に指名することができる。

第8条 一般会員は、本連絡会議が主催する各種行事に参加することができる。

## ＜第4章 都道府県連絡会および都道府県代表＞

第9条 本連絡会議は、各都道府県に課程認定校連絡会をおき、それぞれに都道府県代表（以下、代表と呼ぶ）1名をおくことができる。

第10条 代表は、各都道府県内の代議員の中から互選される。代表の任期は2年とし、再任は妨げない。

第11条 代表は、各都道府県内の課程認定校相互の連携をとりあいながら、各都道府県内の活動を円滑にすすめる。

## ＜第5章 ブロックおよび全国幹事＞

第9条 本連絡会議には、〔北海道・東北〕、〔関東・甲信越〕、〔東海・北陸〕、〔近畿〕、〔中国・四国〕、〔九州・沖縄〕の6ブロックをおき、各ブロックに全国幹事2名をおく。ただし、全国幹事会の承認を得た場合は、ブロックに全国幹事3名をおくことができる。

第10条 全国幹事は、各ブロック内の代議員の中から互選される。

第11条 全国幹事の責務は、次の通りとする。

- (1) 各ブロック内の課程認定校相互の連携をとり、ブロック内の活動を円滑にすすめる。
- (2) 本連絡会議の全国幹事会に出席し、その会務を遂行する。

## ＜第6章 役員＞

第12条 役員の数人は次の通りとする。

- (1) 本連絡会議の役員として、幹事長（1名）、全国幹事（12名以内）、監事（2名以内）をおく。
- (2) 上記に加え、特任幹事（3名以内）、顧問（2名以内）をおくことができる。

第13条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 幹事長・監事は、全国幹事会において推薦された代議員とし、本連絡会議の総会において承認される。
- (2) 全国幹事は、各ブロックの代議員の中から2名が推薦され、本連絡会議の総会において承認される。なお、幹事長が選出されたブロックにおいては、その欠員を補充することができる
- (3) 特任幹事をおく場合は、役員経験者の中から全国幹事会において推薦された公認指導者とし、本連絡会議の総会において承認される。
- (4) 顧問は、全国幹事会において推薦された公認指導者とし、本連絡会議の総会において承認される。

第14条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 役員すべては、課程認定校の専任教員の任のある期間に限る。ただし、役員が課程認定校の専任を解かれることとなるときは、役員後任者が就任するまで、前任者がその職務を行うものとする。

第15条 役員責務は、次の通りとする。

- (1) 幹事長は、本連絡会議を代表し、本連絡会議の活動全般を統括する。
- (2) 全国幹事および特任幹事は、幹事長と協力し、本連絡会議の運営にあたる。
- (3) 監事は、本連絡会議の事業および会計の監査を行う。
- (4) 顧問は、幹事長を補佐し本連絡会議の運営に助言を与える。

## ＜第7章 会議＞

第19条 本連絡会議の会議は、総会、全国幹事会、ブロック会議および都道府県課程認定校連絡会の会議とする。

第20条 総会は原則として年1回開催するものとし、役員を選出、年間事業計画および報告、予算計画および決算報告、その他重要事項を審議する。代議員の2/3以上の出席をもって総会の定足数とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第21条 全国幹事会は総会に付議する事項の原案を審議する。全国幹事の2/3以上の出席をもって全国幹事会の定足数とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第22条 ブロック会議は次期役員を選出、次年度ブロック会議の内容検討、その他重要事項を審議する。各ブロックに所属する代議員の2/3以上の出席をもってブロック会議の定足数とし、議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 会議の招集方法は、次の通りとする。

- (1) 総会は、全国幹事会の審議を経て幹事長が招集する。
- (2) 全国幹事会は、幹事長が招集する。
- (3) ブロック会議は、各ブロックの全国幹事が招集する。
- (4) 都道府県課程認定校連絡会の会議は、代表が必要に応じて招集する。
- (5) その他、上記以外に会議を招集する場合は、全国幹事会の審議を経て、幹事長が召集する。

## ＜第8章 規約の改定＞

第24条 本連絡会議の規約は、総会において出席代議員の2/3以上の議決をもって変更することができる。

第25条 本規約の細則は、総会の議決を経て、全国幹事会で定める。

## ＜第9章 会 計＞

第26条 本連絡会議の経費は、日本協会の拠出金をもってこれにあてる。

付 則

1990年	9月24日	制定
1992年	9月26日	改定
1998年	9月 4日	改定
2002年	11月 8日	改定
2006年	3月24日	改定
2008年	6月14日	改定
2012年	6月 2日	改定
2018年	6月 9日	改定